

事務所コラム

2024年12月2日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

児童手当の変更 所得制限廃止・手当の拡充

令和6年10月1日から児童手当制度改正

この改正は子育て支援の強化を目的にしていて、子供を育てる従業員の生活に密接に関わりがあります。

児童手当が家計の一部の支えにもなっている世帯も多いかもかもしれません。定期的に支給される児童手当は年間総額にするとまとまった金額になります。ただ、今までの制度では保護者の収入に伴う支給制限もあり児童手当を受けることができない世帯も少なくなかったでしょう。

このたび児童手当の拡充が行われ、保護者の所得制限は撤廃されました。また、さらに中学生までだった対象者が高校生年代も支給対象者となりました。

さらに、支給額も増額されています。

改正点の詳細は

① 支給対象が拡大(所得制限の撤廃、年齢上限の拡大)

これまでの児童手当は各世帯の主たる生計者の所得額に応じて支給額が制限されていました。主な生計者の収入が一定額を超える場合は子供の年齢に関係なく、児童手当の額が下がるか支給されなくなるとされていました。このような所得による制限を撤廃することとし子供を養育するどの家庭

にも児童手当を支給するのが一つの大きな改正点です。

② 年齢制限と支給額の拡大

いままでの児童手当は中学校卒業(15歳になった後の最初の3月末日)までが支給対象となっていました。今後は子供が高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月末日まで)になるまで支給されます。

支給される金額は月1人当たり0~2歳は1万5千円、3歳~小学生1万円、中学生1万円、新しく設定された高校生年代1万円、第3子以降は0歳~18歳3万円に増額されました。

③ 支給時期の変更

児童手当の支給時期が年3回から隔月(偶数月)の年6回に変更されました。

新たに児童手当の支給対象となる方は、令和7年3月31日までに市区町村へ申請を行うと令和6年10月分から手当を受けられます。



児童手当上の第3子扱いで上の子が22歳になった年度末まで子供数の順番に換算します